

## 企業誘致促進融資について

企業誘致促進融資は、中小企業を中心とする県内経済の活性化と雇用の創出を図るため、県内の工業団地などにおいて事業所などの新築、増築または改築を行う中小企業者及び中堅企業に対して、土地の購入や建物・設備の整備などに必要な資金を融資する制度です。

融資の実施は、取扱金融機関が県の定めた条件で融資する間接融資の方法で行うもので、県が金融機関に対して補助を行うことにより、低利・長期・固定の融資条件の設定が可能となっています。特区制度等を活用する場合等又は県外・国外から立地する場合、優遇金利で融資を受けることができます。

### 【企業誘致促進融資の要件等】

|       |   |
|-------|---|
| 対象企業  | 企業立地支援事業認定を受けた中小企業者及び中堅企業※  |
| 対象産業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未病関連産業</li> <li>・ロボット関連産業</li> <li>・エネルギー関連産業</li> <li>・観光関連産業</li> <li>・先端素材関連産業</li> <li>・先端医療関連産業</li> <li>・IT/エレクトロニクス関連産業</li> <li>・輸送用機械器具関連産業</li> </ul>                         |
| 対象業種  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・電気業（発電所に限る）</li> <li>・情報通信業</li> <li>・卸売業（ファブレス企業に限る）</li> <li>・小売業（デューティーフリーショップに限る）</li> <li>・学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>・宿泊業（ホテルに限る）</li> <li>・娯楽業（テーマパークに限る）</li> </ul> |
| 融資期間  | 15年以内（据置期間2年以内を含む）  |
| 融資利率  | <p>① 特区制度等を活用する場合等（県内再投資を含む）又は県外・国外から立地する場合<br/>⇒ 当初5年間0.9%以内、6年目以降1.2%以内（固定金利）</p> <p>② その他県内再投資<br/>⇒ 1.5%以内（固定金利）</p>  |
| 資金使途  | 土地・建物取得費、建物建設費、機械設備費、入居保証金（敷金）  |
| 融資限度額 | 10億円で、総事業費の80%を上限   |
| 対象事業費 | 0.5億円以上   |

※ 中堅企業…大企業のうち資本金10億円未満であって、企業誘致促進融資制度のみを利用することを希望する者